

農業競争力強化プログラム (概要)

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

1. 生産資材価格の引下げ

(肥料、農薬、機械、飼料など)

(1) 生産資材価格の引下げ

- 国際水準への価格引下げを目指す
- 生産資材業界の業界再編の推進
- 生産資材に関する法規制の見直し
- 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

(2) 全農改革(生産資材の買い方の見直し)

全農は、

- 農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化
- 外部の有為な人材も登用し、資材メーカーとの確に交渉できる少数精鋭の組織に転換
- 入札等により資材を有利に調達
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

2. 流通・加工の構造改革

(卸売市場関係業者、米卸売業者、量販店など)

(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

- 効率的・機能的な流通・加工構造を目指す
- 農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進
- 中間流通(卸売市場関係業者、米卸業者など)について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援
- 量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進
- 国の責務・業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

(2) 全農改革(農産物の売り方の見直し)

全農は、

- 中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフト
- 必要に応じ、販売ルートを確認している流通関連企業を買収
- 委託販売から買取販売へ転換
- 輸出について、国ごとに、商社等と連携した販売体制を構築
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

3. 人材力の強化

- 新規就農者が営農しながら経営能力の向上に取り組むために、各県に「農業経営塾」を整備
- 法人雇用を含めた就農等を支援
- 外国人技能実習制度とは別の外国人材活用スキームの検討

4. 戦略的輸出体制の整備

- 平成31年の1兆円目標に向けて、本年5月の「農林水産業の輸出力強化戦略」を具体化
- 日本版SOPEXAの創設(農業者の所得向上に繋がるブランディング・プロモーション、輸出サポート体制)

5. 原料原産地表示の導入

- 消費者の選択に資するため、全ての加工食品について
- 重量割合上位1位の原材料について、国別の重量順に表示することを基本
 - 実行可能性を考慮したルールを設定

6. チェックオフ(生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用)の導入

- チェックオフを要望する業界における検討手順(推進母体・スキーム・同意要件)を定め、一定以上の賛同で法制化に着手

7. 収入保険制度の導入

- 適切な経営管理を行っている農業経営者の農業収入全体に着目したセーフティネットを導入
 - ・ 青色申告している農業経営者が加入
 - ・ 農業収入全体を対象
 - ・ 過去5年の平均を基準収入とし、収入減の一定部分を補てん
 - ・ 保険方式と積立方式とを併用
- 併せて、現行の農業共済制度を見直し
 - ・ 米麦の共済制度の強制加入を任意加入に変更

8. 土地改良制度の見直し

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地集積バンクが借りている農地のほ場整備事業について、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意を不要とする

9. 農村の就業構造の改善

- 農村に就業の場を確保するため、工業等に限定せず、サービス業等についても導入を推進

10. 飼料用米の推進

- 多収品種の導入等による生産コスト低減、耕種農家・畜産農家の連携による畜産物の高付加価値化を図る取組等を推進

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化

12. 配合飼料価格安定制度の安定運営

- 肉用牛・牛乳乳製品の安定供給を確保するため、繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保、生産性の向上、自給飼料の増産等を推進
- 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

13. 生乳の改革

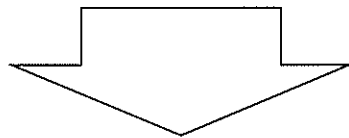
- 生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革
- 指定団体以外にも補給金を交付
- 全量委託だけでなく、部分委託の場合にも補給金を交付

規制改革推進会議農業WG等提言（10月6日）（11月11日）

2 施策具体化の基本的な方向

（2）生産者に有利な流通・加工構造の確立

- ④ 中間流通（卸売市場、米卸売業者など）については、国は、抜本的な整理合理化を推進することとし、業種転換等を行う場合は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっており、種々のタイプが存在する物流拠点の一つとなっている。現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する。



農業競争力強化プログラム

（11月29日）

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

（1）生産者に有利な流通・加工構造の確立

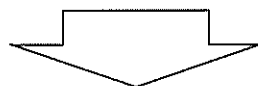
- ④ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

規制改革推進会議農業 WG 等提言 (10月6日)(11月11日)

2 施策具体化の基本的な方向

(2) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進する。併せて、農業者の所得向上に資する食品製造業等との連携を一層促進する。また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の市場規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- ⑥ 小売業については、国は多数の量販店等の過度な安売り競争による食品デフレを脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確保するため、食品流通のあり方について検証を進めるとともに、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けた事業再編や業界再編を推進する。また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方でwin-winな関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買ったたき等）を是正するため、徹底した監視を行う。



農業競争力強化プログラム (11月29日)

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

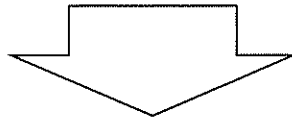
(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、農業者の所得向上に資するよう農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- ⑥ 小売業については、多数の量販店等による安売り競争の状況を脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確保するため、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて、国は、事業再編や業界再編を推進する。また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方でwin-winな関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買ったたき等）について徹底した監視を行う。

規制改革推進会議農業 WG 等提言 (11月11日)

(2) 農産物販売

- ① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化
- 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべきである。
- このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業の買収を推進すべきである。
- 全農は、農業者のために、自らリスクを取って農産物販売に真剣に取り組むことを明確にするため、1年以内に、委託販売を廃止し、全量を買取販売に転換すべきである。



農業競争力強化プログラム (11月29日)

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
(2) (1) に関連する全農の農産物の売り方

農産物の流通加工構造を改革するためには、流通・加工業界（中間流通、量販店、加工業等）の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが必要である。

- ① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化
- 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を安定的に直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築する。
- このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進する。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。
- 全農は、上記を達成するため、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換に取り組む。

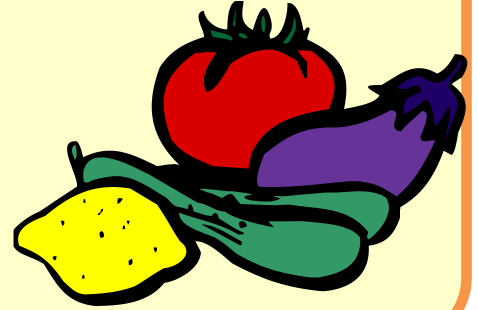
—略—

全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、与党及び政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。

卸売市場での

- 輸出証明書(原発事故関連)の交付
- 植物検疫の輸出検査及び植物検疫証明書の交付

に取り組んでみませんか？



これらが卸売市場で行われると、輸出事業者は、

- 輸出証明書を受領するために地方農政局や水産庁等に出向く必要がなくなります。
- さらに、植物検疫の輸出検査を併せて受検することにより、生産者や輸出事業者の出荷ロス等を低減できます。



○輸出証明書については、総合行政ネットワーク(LG-WAN)が利用できる設備、環境(人員、事務スペース)が整っていれば、農林水産省と別途契約を締結することで、卸売市場で交付していただけることとなっています。

○植物検疫については、最寄りの植物防疫所に御連絡いただければ対応することとなっています。

輸出証明書に関するお問い合わせ先

担当課・室	電話番号	FAX番号
北海道農政事務所（生産経営産業部事業支援課）	011-330-8810	011-520-3163
東北農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	022-263-7071	022-722-7378
関東農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	048-740-5356	048-740-0081
北陸農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	076-232-4233	076-232-4178
東海農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	052-715-3073	052-211-6359
近畿農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	075-366-4053	075-414-7345
中国四国農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	086-230-4246	086-224-7736
九州農政局（経営・事業支援部 地域連携課）	096-211-9334	096-211-9912
沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）	098-866-1673	098-860-1179
食料産業局輸出促進課	03-6744-2061	03-6738-6475
水産庁加工流通課	03-3501-1961	03-3591-6867

植物検疫に関するお問い合わせ先

○輸出検査の申請等に関する問い合わせ

<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

○植物検疫全般に関する相談窓口

<http://www.maff.go.jp/pps/j/business/export/kamotsu/madoguchi.html>



各市場取扱状況

区 分		取扱数量(ト)						取扱金額(百万円)						単価(円/kg)					
		26年度 (全期)	27年度 (全期)	前年度比	27年 (4~12月) (A)	28年 (4~12月) (B)	(B)/(A)	26年度 (全期)	27年度 (全期)	前年度比	27年 (4~12月) (A)	28年 (4~12月) (B)	(B)/(A)	26年度 (全期)	27年度 (全期)	前年度比	27年 (4~12月) (A)	28年 (4~12月) (B)	(B)/(A)
水産物部	生 鮮	67,798	68,234	100.6%	50,824	44,098	86.8%	36,233	37,263	102.8%	27,807	26,418	95.0%	534	546	102.2%	547	599	109.5%
	冷 凍	8,155	7,226	88.6%	5,689	4,835	85.0%	7,447	7,196	96.6%	5,732	5,433	94.8%	913	996	109.1%	1,008	1,124	111.5%
	塩 干	2,601	2,756	106.0%	2,181	1,927	88.4%	2,992	3,060	102.3%	2,405	2,296	95.5%	1,150	1,110	96.5%	1,103	1,192	108.1%
	計	78,554	78,217	99.6%	58,695	50,860	86.7%	46,672	47,519	101.8%	35,944	34,147	95.0%	594	608	102.4%	612	671	109.6%
青 果 部	野 菜	255,179	256,968	100.7%	196,301	204,874	104.4%	43,223	47,734	110.4%	36,760	40,507	110.2%	169	186	110.1%	187	198	105.9%
	果 実	68,893	65,907	95.7%	52,865	51,306	97.1%	20,429	21,337	104.4%	16,215	16,495	101.7%	297	324	109.1%	307	321	104.6%
	鳥 卵	635	611	96.2%	467	382	81.8%	173	172	99.4%	133	106	79.7%	272	282	103.7%	286	277	96.9%
	計	324,707	323,487	99.6%	249,633	256,561	102.8%	63,824	69,243	108.5%	53,108	57,108	107.5%	197	214	108.6%	213	223	104.7%
食 肉 部	成 牛	9,715	9,839	101.3%	7,720	7,198	93.2%	15,107	18,670	123.6%	14,529	14,733	101.4%	1,555	1,897	122.0%	1,882	2,047	108.8%
	豚	10,033	10,491	104.6%	7,904	7,686	97.2%	5,555	5,372	96.7%	4,169	3,864	92.7%	554	512	92.4%	528	503	95.3%
	その他	3,208	3,224	100.5%	2,490	2,373	95.3%	674	727	107.9%	574	572	99.7%	210	225	107.1%	231	241	104.3%
	計	22,956	23,554	102.6%	18,113	17,258	95.3%	21,336	24,769	116.1%	19,273	19,169	99.5%	929	1,052	113.2%	1,064	1,111	104.4%

(注1) 単位未満四捨五入のため、計と一致しないものがある。

(注2) 食肉部の「その他」は、副生物(内臓)、部分肉等。